右の者に対する欺詐被告事件(昭和四一年(あ)第二二五三号)について、当裁判所は昭和四二年三月六日上告棄却の決定をしたところ、申立人から裁判の執行に関する異議の申立があつたが、刑訴法五〇二条の申立は、執行すべき刑の言渡をした裁判所に対しなすべきものであつて、被告人の上告を棄却した最高裁判所は同条にいわゆる「言渡をした裁判所」には当らないから、本件申立は不適法として棄却すべきものである。

よつて、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和四二年四月七日

最高裁判所第二小法廷

_	健	野	奥	裁判長裁判官
彦	芳	戸	城	裁判官
外	和	田	石	裁判官
大 郎	幸	Л	色	裁判官